

ヒアリング関係者資料 (池田構成員提出資料)

法の目的

旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的としています。

旅館業の種類

- ホテル営業 ··· 10室以上の洋客室を主体とする宿泊施設で、食事をレストランや食堂で提供できる宿泊施設です。
(法第2条第2項)
- 旅館営業 ··· 5室以上の和客室を主体とする宿泊施設です。必ずしも食堂がなくてもかまいません。
(法第2条第3項)
- 簡易宿所営業 ··· 客室を多人数で共用する宿泊施設です。
いわゆるカプセルホテルや多くの民宿、キャンプ場のバンガローなどがこれにあたります。
(法第2条第4項)
- 下宿営業 ··· 一月以上の期間を単位とする宿泊施設です。
都内にはほとんどありません。 (詳細省略)
(法第2条第5項)

営業種別基準等の主な相違点

項目	ホテル営業	旅館営業	簡易宿所営業
客室数	<ul style="list-style-type: none"> ・洋式の構造及び設備を主とする施設を設ける【法2-③】 <p>→ 客室内調度、寝具設備のみでなく、宿泊の態様が洋風の構造及び設備を主とする。例えば、客室以外のロビーその他客の共用に供し得る公室、食堂の設備を具有することが洋式による構造、設備の一環になるものであること【国通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10室以上【令1-1-①】 ・洋式客室の寝具は、洋式のものであること【令1-1-②口】 <p>◎洋式の客室5割以上【都通知】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・和式の構造及び設備を主とする施設を設ける【法2-③】 ・5室以上【令1-2-①】 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設ける【法2-④】 ・階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔はおおむね1m以上【令1-3-②】 <p>◎多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の二分の一未満とする【条9-1-⑤】</p> <p>◎階層式寝台を設ける場合は、2層とする【条9-1-④】</p>
1客室の床面積 (宿泊者が利用し得る部分の面積。客室に付属する浴室、便所、板間等を含む。押入、床の間は含まない。)【国通知】	<ul style="list-style-type: none"> ・洋式客室9m²以上【令1-1-②イ】 ・和式客室7m²以上【令1-1-③】 	<ul style="list-style-type: none"> ・洋式客室9m²以上【令1-2-③】 ・和式客室7m²以上【令1-2-②】 	<ul style="list-style-type: none"> ・客室の延床面積は33m²以上【令1-3-①】 <p>◎1客室 3m²以上【条9-1-②】</p>
定員 (1客室の有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定)【細6】	◎1名あたり3m ² を超える有効面積を確保【条4-⑥イ】	◎1名あたり3m ² を超える有効面積を確保【条4-⑥イ】	◎1名あたり1.5m ² を超える有効面積を確保【条4-⑥口】

項目	ホテル営業	旅館営業	簡易宿所営業
玄関帳場 (フロント) 等	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有する【令1-1-④】 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置する【条7-①】 <p>◎玄関帳場には、カウンターを設けることとし、面積は3m²以上の広さであること【都通知】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有する【令1-2-④】 	
浴 室	<ul style="list-style-type: none"> 洋式浴室又はシャワー室を有する【令1-1-⑥】 	<ul style="list-style-type: none"> 入浴設備を有する【令1-2-⑥】 (近接して公衆浴場等の入浴施設がある場合等を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 入浴設備を有する【令1-3-④】 (近接して公衆浴場等の入浴施設がある場合等を除く)
暖房設備	<ul style="list-style-type: none"> 規模に応じた暖房設備を有する【令1-1-⑧】 		
その他の	<p>◎宿泊定員及び利用形態に応じた十分なロビー及び食堂を有する【条7-②】</p> <p>◎調理場、食堂（ダイニングルーム）部分をホテル営業者以外のものが経営している場合、宿泊者への食事の提供が可能ならば、支障ないものとする【都通知】</p>	<p>◎調理場を設けての飲食提供を必要としない場合は調理場を設けさせなくてもよい【都通知】</p>	<p>◎宿泊者の利用しやすい位置に宿泊者の履物を保管する設備を設ける【条9-1-①】</p> <p>◎調理場を設けての飲食提供を必要としない場合は調理場を設けさせなくてもよい【都通知】</p>

【法】：旅館業法 【令】：旅館業法施行令（政令） 【国通知】：厚生省通知

【条】：東京都旅館業法施行条例 【細】：東京都旅館業法施行細則 【都通知】：東京都通知

※表中の【令1-1-①】とは、旅館業法施行令第1条第1項第1号を示す。

旅館業の許可に関する基準等一覧 (旅館営業)

この基準一覧は、新しく旅館業を経営するに当たって、許可を受けるために具備すべき法令の基準及び通知による基準等を一覧表にまとめたものです。

旅館業を経営する際には、本表を参考とともに、詳細について保健所担当者の指導を受けてください。

根拠欄の見方

- ・令：旅館業法施行令
(令 1-1-①とは旅館業法施行令第1条第1項第1号を、令2-①とは旅館業法施行令第2条第1号をいう。)
 - ・細：旅館業法施行細則
 - ・条：旅館業法施行条例
 - ・通知：国あるいは東京都の通知による指導基準
- ※ 基準欄中〔 〕内は基準の解釈である。

旅館業の許可に関する基準等（旅館営業）

項目	基 準 等	根 抱
客室数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客室の数は5室以上であること。 	令 1-2-①
客室面積	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和式の構造設備による客室の床面積は、7m²以上であること。 ○ 洋式の構造設備による客室の床面積は、9m²以上であること。 <p style="margin-left: 20px;">〔1客室の構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。〕</p> <p style="margin-left: 20px;">〔1客室の床面積とは、構造部分を内法により算定し合計したものであるが、これは宿泊者が立ち入らない部分である押入れ、床の間等は含まれないものである。〕</p>	令 1-2-② 令 1-2-③ 細 10-1 通 知
定 員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅館営業については、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。 <ul style="list-style-type: none"> 1客室の有効面積3m²について1人 <p style="margin-left: 20px;">〔1客室の有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。〕</p> <p style="margin-left: 20px;">〔有効面積の算定は内法により行い、各客室に表示する定員数は、有効面積から算定される最高宿泊定員を超えないこと。〕</p>	条 4-⑥イ 細 6 通 知
表 示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客室の入り口には、室番号又は室名を表示しておくこと。 ○ 客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。 ○ 玄関帳場及び客室には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること。 <p style="margin-left: 20px;">〔定員及び宿泊料の表示方法については、特に規定しない。客室内に備える案内書等に掲載したものでも支障ない。〕</p>	条 6-① 条 6-② 条 6-③ 通 知
寝 具	<ul style="list-style-type: none"> ○ 洋式の客室の寝具は、洋式のものであること。 ○ 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。 	令 1-2-③ 条 8-3
寝具格納	<ul style="list-style-type: none"> ○ 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。 <p style="margin-left: 20px;">〔和室の場合、押入等の収納戸棚は原則として客室に設置し、それにより難い場合は従事者の利用しやすい位置に、寝具の収納に十分な広さを有する収納室(リネン室)等を設置すること。〕</p>	条 8-3 通 知
施 錠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 洋式の客室の出入口及び窓は、かぎをかけることができるものであること。 	令 1-2-③
客室の境界	<ul style="list-style-type: none"> ○ 洋式の客室は、出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。 ○ 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。 	令 1-2-③ 条 8-1-①
玄関帳場等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。 <p style="margin-left: 20px;">〔玄関帳場(フロント)は、利用者の出入口、特に入口においては、営業者と宿泊しようとする者が必ず応接できる構造とすること。営業者と全く応接せず客室に自由に入りできる構造となるものは認めない。〕</p>	令 1-2-④ 通 知

旅館業の許可に関する基準等（旅館営業）

項目	基 準 等	根 拠
換 気	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適当な換気の設備を有すること。 ○ 次の換気措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。 ロ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。 ハ 客室内の空気中の炭酸ガスは、0.15%以下とすること。 	令 1-2-⑤ 条 4-①
採 光	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適当な採光の設備を有すること。 ○ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。 <ul style="list-style-type: none"> [宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分には、窓を設置しなければならないが、その面積は、有効面積の10分の1を目安とすること。] 	令 1-2-⑤ 条 8-3 通 知
照 明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適当な照明の設備を有すること。 ○ 営業施設の採光及び照明は、次に掲げる照度を有するようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 客室、応接室及び食堂・・・・・・・40ルクス以上 ロ 調理場及び配膳室・・・・・・・50ルクス以上 ハ 廊下及び階段・・・・・・・常時20ルクス以上(深夜(午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。)においては、10ルクス以上) ニ 浴室、脱衣室、洗面所、便所等・・・・20ルクス以上 <p>[照度は、施設内の各場所の床面において確保されていること。 また、廊下及び階段を除く場所においては、使用しない時間はこの規定によらないことができる。]</p>	令 1-2-⑤ 条 4-② 通 知
防湿・排水	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適当な防湿及び排水の設備を有すること。 	令 1-2-⑤
浴 室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該設備に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。 ○ 洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。 <ul style="list-style-type: none"> [利用者ごとに浴槽水を取り替えられる構造とは、利用者が自ら浴槽水を給湯及び排水できる構造であることをいう。] ○ 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。 ○ 和式浴室を設ける場合には、十分な数の上り湯栓及び水栓を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> [和式浴室とは、浴槽水を利用者ごとに取り替えないで使用する浴槽を付置した浴槽をいう。] <p>【循環式浴槽を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) ろ過器は十分なるろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。 <ul style="list-style-type: none"> [ろ過器は、1時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。] 	令 1-2-⑥ 条 8-3 通 知 条 8-3 条 8-3 通 知 条 8-3 通 知

旅館業の許可に関する基準等（旅館営業）

項目	基 準 等	根 拠
浴 室	<p>[集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せ るなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。]</p> <p>(2) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であるこ と。</p> <p>[ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄ができる砂等の材質が望 ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業 者の日常管理の中で容易に行える構造であること。]</p> <p>(3) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造 であること。</p> <p>(4) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。</p> <p>[浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回 収槽を設けないこと。]</p> <p>(5) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するた めの措置が講じられた構造であること。</p> <p>[循環浴槽水を落とし込みにより浴槽に補給する場合は、入浴 者が誤って飲用したり、飛まつを吸引することのないよう、 飲用禁止の表示や、入浴者が落とし込み部分に近づかないよ うな措置、又は飛まつの発生しない方法で補給する等の措置 を講じること。]</p> <p>[気泡発生装置を使用する場合は、空気取入口は、土ぼこりが 混入しないように屋内に設け、これにより難い場合は取入口 にフィルターを設置すること。]</p> <p>(6) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じ られた構造であること。</p> <p>[循環水取入口は目皿等を設置することにより、吸込事故を防 止する構造とすること。]</p> <p>[脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、入浴前に体を洗うこと等、 浴槽に汚れを持ち込まないための利用者への注意喚起を掲示す ること。]</p> <p>[共同浴室の構造設備等については、旅館業法令で定める規定を 適用するほか、「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の 基準に関する条例」第3条第2項第2号の規定に該当する「そ の他の公衆浴場」の構造設備、管理基準に準ずるものとする。]</p>	通 知 通 知
洗 面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊者の需要を満たすことができる適當な規模の洗面設備を有す ること。 ☆ 共同洗面所を設ける場合には、次に定める数の給水栓を設置するこ と。 ☆ 洗面設備を付設していない客室の合計定員について、5人(5人に 満たない端数は5人とする。)につき1個の割合で算定した数とし、 当該合計定員が31人以上の場合は、30人を超えて10人(10人 に満たない端数は10人とする。)を増すごとに1を6に加算した数 とする。 <p>[共同洗面所の設置場所は、宿泊者の利用しやすい場所とすること。]</p>	令1-2-⑦ 条8-3 細12 通 知

旅館業の許可に関する基準等（旅館営業）

項目	基 準 等	根 拠							
便 所	<p>○ 適当な数の便所を有すること。</p> <p>☆ 各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。</p> <p>【共同便所】</p> <p>☆ 便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。</p> <p>☆ 宿泊定員に応じた数は、次に定める数以上とする。男子用便所及び女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。</p> <p>〈合計定員30人以下の場合〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">便 器 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5人以下 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6人以上10人以下 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">11人以上15人以下 4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">16人以上20人以下 5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">21人以上25人以下 6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">26人以上30人以下 7</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈合計定員31人以上300人以下の場合〉</p> <p>30人を超えて10人（10人に満たない端数は10人とする。）を増すごとに1を7に加算した数。</p> <p>〈合計定員301人以上の場合〉</p> <p>300人を超えて20人（20人に満たない端数は20人とする。）を増すごとに1を34に加算した数。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">便所を付設していない客室を有する階に設置する共同便所は、男女別に分け、合計定員に応じて定める数以上の便器を設置すること。従って、定員が5人以下の場合に設置される便器は、男女各1個以上となる。この場合、男子用便所に設置される便器は、大小を兼ねた和式便器もしくは洋式便器1個でも支障ない。</p>	便 器 数	5人以下 2	6人以上10人以下 3	11人以上15人以下 4	16人以上20人以下 5	21人以上25人以下 6	26人以上30人以下 7	令1-2-⑧ 条8-3 条8-3 細11
便 器 数									
5人以下 2									
6人以上10人以下 3									
11人以上15人以下 4									
16人以上20人以下 5									
21人以上25人以下 6									
26人以上30人以下 7									
調理場	<p>☆ 調理場は、次の構造設備の基準によること。</p> <p>イ 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。</p> <p>ロ 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。</p> <p>ハ 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防そ設備を有すること。</p> <p>ニ 十分な能力の換気設備を設けること。</p>	通 知 条8-2							

旅館業の許可に関する基準等（旅館営業）

項 目	基 準 等	根 拠
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該施設の設置場所が学校等の敷地の周囲おおむね 100m の区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことをさえぎることができる設備を有すること。 ○ 客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 専用の元栓を有すること。 ロ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。 	令 1-2-⑨ 条 8-3
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ公衆衛生上支障がないと認める場合は、☆印の基準を適用しないことができる。 <ul style="list-style-type: none"> 〔便所の設置については、公衆衛生上支障のない範囲で適用が除外される。〕 〔調理場を設けての飲食提供を必要としない場合は、調理場を設けさせなくてもよい。〕 	条 12-2 通 知 通 知

旅館業の許可に関する基準等一覧 (簡易宿所営業)

この基準一覧は、新しく旅館業を経営するに当たって、許可を受けるために具備すべき法令の基準及び通知による基準等を一覧表にまとめたものです。

旅館業を経営する際には、本表を参考とともに、詳細について保健所担当者の指導を受けてください。

根拠欄の見方

- ・令：旅館業法施行令
(令 1-1-①とは旅館業法施行令第1条第1項第1号を、令 2-①とは旅館業法施行令第2条第1号をいう。)
 - ・細：旅館業法施行細則
 - ・条：旅館業法施行条例
 - ・通知：国あるいは東京都の通知による指導基準
- ※ 基準欄中〔 〕内は基準の解釈である。

旅館業の許可に関する基準等（簡易宿所営業）

項目	基 準 等	根 拠
客室数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の述べ床面積は、総客室の述べ床面積の2分の1未満とすること。 	条9-1-⑤
客室面積	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客室の述べ床面積は、3.3m²以上であること。 ○ 1客室の合計床面積は、3m²以上であること。 <p style="margin-left: 20px;">〔1客室の構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ちに入る部分の床面積を合計した面積とする。〕</p> <p style="margin-left: 20px;">〔1客室の床面積とは、構造部分を内法により算定し合計したものであるが、これは宿泊者が立ち入らない部分である押入れ、床の間等は含まれないものである。〕</p>	令1-3-① 条9-1-② 細10-1 通 知
定員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 簡易宿所営業については、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。 <ul style="list-style-type: none"> 1客室の有効面積1.5m²について1人 <p style="margin-left: 20px;">〔1客室の有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。〕</p> <p style="margin-left: 20px;">〔有効面積の算定は内法により行い、各客室に表示する定員数は、有効面積から算定される最高宿泊定員を超えないこと。〕</p>	条4-⑥ 細6 通 知
表示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客室の入り口には、室番号又は室名を表示しておくこと。 ○ 客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。 ○ 玄関帳場及び客室には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること。 <p style="margin-left: 20px;">〔定員及び宿泊料の表示方法については、特に規定しない。客室に備える案内書等に掲載したものでも支障ない。〕</p>	条6-① 条6-② 条6-③ 通 知
階層式寝台	<ul style="list-style-type: none"> ○ 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。 <p style="margin-left: 20px;">〔階層式寝台とは、いわゆる汽車式寝台を指す。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。 <p style="margin-left: 20px;">〔階層の部分が中二階的に広くて何人も並んで就寝できるようなものは認めない。〕</p>	令1-3-② 通 知 条9-1-④ 通 知
寝具	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。 	条9-3
寝具格納	<ul style="list-style-type: none"> ○ 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。 <p style="margin-left: 20px;">〔和室の場合、押入等の収納戸棚は原則として客室に設置し、それにより難い場合は従事者の利用しやすい位置に、寝具の収納に十分な広さを有する収納室（リネン室）等を設置すること。〕</p>	条9-3 通 知
客室の境界	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。 	条9-3
換気	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適当な換気の設備を有すること。 ○ 次の換気措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。 ロ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。 ハ 客室内の空気中の炭酸ガスは、0.15%以下とすること。 	令1-3-③ 条4-①

旅館業の許可に関する基準等（簡易宿所営業）

項目	基 準 等	根 抱
採光	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適当な採光の設備を有すること。 ○ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。 [宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分には、窓を設置しなければならないが、その面積は、有効面積の10分の1を目安とすること。] 	令1-3-③ 条9-3 通 知
照明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適当な照明の設備を有すること。 ○ 営業施設の採光及び照明は、次に掲げる照度を有するようすること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 客室、応接室及び食堂・・・・・・・・40ルクス以上 ロ 調理場及び配ぜん室・・・・・・・・50ルクス以上 ハ 廊下及び階段・・・・・・・・常時20ルクス以上（深夜（午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。）においては、10ルクス以上） ニ 浴室、脱衣室、洗面所、便所等・・・・20ルクス以上 <p>[照度は、施設内の各場所の床面において確保されていること。 また、廊下及び階段を除く場所においては、使用しない時間はこの規定によらないことができる。]</p>	令1-3-③ 条4-② 通 知
防湿・排水	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適当な防湿及び排水の設備を有すること。 	令1-3-③
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該設備に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。 ○ 洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。 [利用者ごとに浴槽水を取り替えられる構造とは、利用者が自ら浴槽水を給湯及び排水できる構造であることをいう。] ○ 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。 ○ 和式浴室を設ける場合には、十分な数の上り湯栓及び水栓を有すること。 [和式浴室とは、浴槽水を利用者ごとに取り替えないで使用する浴槽を付置した浴槽をいう。] <p>【循環式浴槽を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) ろ過器は十分なるろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。 [ろ過器は、1時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。] [集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。] 	令1-3-④ 条9-3 通 知 条9-3 条9-3 通 知 条9-3 通 知 条8-3 通 知 通 知

旅館業の許可に関する基準等（簡易宿所営業）

項 目	基 準 等	根 抠
浴 室	<p>(2) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。</p> <p>〔ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄ができる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。〕</p> <p>(3) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。</p> <p>(4) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。</p> <p>〔浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。〕</p> <p>(5) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛沫の吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <p>〔循環浴槽水を落とし込みにより浴槽に補給する場合は、入浴者が誤って飲用したり、飛沫を吸引することのないよう、飲用禁止の表示や、入浴者が落とし込み部分に近づかないような措置、又は飛沫の発生しない方法で補給する等の措置を講じること。〕</p> <p>〔気泡発生装置を使用する場合は、空気取入口は、土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難い場合は取入口にフィルターを設置すること。〕</p> <p>(6) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <p>〔循環水取入口は目皿等を設置することにより、吸込事故を防止すること。〕</p> <p>〔脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、入浴前に体を洗うこと等、浴槽に汚れを持ち込まないための利用者への注意喚起を掲示すること。〕</p> <p>〔共同浴室の構造設備等については、旅館業法令で定める規定を適用するほか、「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例」第3条第2項第2号の規定に該当する「その他の公衆浴場」の構造設備、管理基準に準ずるものとする。〕</p>	通 知 通 知 通 知 通 知 通 知 通 知 通 知 通 知 通 知
洗 面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。 ☆ 共同洗面所を設ける場合には、次に定める数の給水栓を設置すること。 ☆ 洗面設備を付設していない客室の合計定員について、5人(5人に満たない端数は5人とする。)につき1個の割合で算定した数とし、当該合計定員が31人以上の場合は、30人を超えて10人(10人に満たない端数は10人とする。)を増すごとに1を6に加算した数とする。 <p>〔共同洗面所の設置場所は、宿泊者の利用しやすい場所とすること。〕</p>	令13-⑤ 条9-3 細12 通 知

旅館業の許可に関する基準等（簡易宿所営業）

項目	基 準 等	根 拠														
便 所	<p>○ 適当な数の便所を有すること。</p> <p>☆ 各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。</p> <p>【共同便所】</p> <p>☆ 便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。</p> <p>☆ 宿泊定員に応じた数は、次に定める数以上とする。男子用便所及び女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。</p> <p><合計定員30人以下の場合></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%;">便 器 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>6人以上10人以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>11人以上15人以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>16人以上20人以下</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>21人以上25人以下</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>26人以上30人以下</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p><合計定員31人以上300人以下の場合></p> <p>30人を超えて10人（10人に満たない端数は10人とする。）を増すごとに1を7に加算した数。</p> <p><合計定員301人以上の場合></p> <p>300人を超えて20人（20人に満たない端数は20人とする。）を増すごとに1を34に加算した数。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">便所を付設していない客室を有する階に設置する共同便所は、男女別に分け、合計定員に応じて定める数以上の便器を設置すること。従って、定員が5人以下の場合に設置される便器は、男女各1個以上となる。この場合、男子用便所に設置される便器は、大小を兼ねた和式便器もしくは洋式便器1個でも支障ない。</p>		便 器 数	5人以下	2	6人以上10人以下	3	11人以上15人以下	4	16人以上20人以下	5	21人以上25人以下	6	26人以上30人以下	7	令1-3-⑥ 条9-3 条9-3 細11
	便 器 数															
5人以下	2															
6人以上10人以下	3															
11人以上15人以下	4															
16人以上20人以下	5															
21人以上25人以下	6															
26人以上30人以下	7															
調理場	<p>☆ 調理場は、次の構造設備の基準によること。</p> <p>イ 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。</p> <p>ロ 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。</p> <p>ハ 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防そ設備を有すること。</p> <p>ニ 十分な能力の換気設備を設けること。</p>	条9-2														

旅館業の許可に関する基準等（簡易宿所営業）

項目	基 準 等	根 拠
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。 ○ 客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。 イ 専用の元栓を有すること。 ロ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。 	条9-1-① 条9-3
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ公衆衛生上支障がないと認める場合は、☆印の基準を適用しないことができる。 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> 便所の設置については、公衆衛生上支障のない範囲で適用が除外される。男女を区別しない共同便所を設ける場合の男子用小便器は、開放部分ではなく個室に設置することが望ましい。 調理場を設けての飲食提供を必要としない場合は、調理場を設けさせなくてもよい。 </div> 	条12-2 通 知 通 知